

aibo プレミアムプラン利用規約

本規約は、ソニーグループ株式会社（以下「ソニー」といいます）が開発するエンタテインメントロボット「aibo」（以下「本製品」といいます）の aibo プレミアムプラン（以下「プレミアムプラン」といいます）の利用条件を、ソニーが定めるものです。

本規約をお読みいただき、内容についてご同意のうえプレミアムプランをご利用いただくようお願いいたします。

第1条（プレミアムプランについて）

1. プレミアムプランは、お客様が本製品をさらにお楽しみいただくためのプランです。プレミアムプランのご加入は任意であり、必須の契約ではありません。
2. プレミアムプランのサービスの内容は、ソニーが運営するプレミアムプランに関するウェブサイトをご確認ください。プレミアムプランのサービス内容は、追加、変更又は終了する場合があります。
3. プレミアムプランへのご加入及びプレミアムプランのサービスのご利用は、aibo ベーシックプラン（以下「ベーシックプラン」といいます）のご利用が条件となります。ベーシックプランの利用に関する契約をしていないお客様はプレミアムプランにご加入いただけません。また、お客様のベーシックプランの利用期間が終了した場合、プレミアムプランのサービスをご利用いただくことができなくなります。
4. プレミアムプランは、ソニーマーケティング株式会社を通じて販売されるものです。

第2条（料金及び支払方法）

1. プレミアムプランの料金（第 4 条の規定により自動更新された場合における更新後の利用期間中の料金を含みます。）は、ソニーが運営するプレミアムプランに関するウェブサイトにてご案内する通りとします。お客様は、当該料金をソニーマーケティング株式会社に対してお支払いいただきます。
2. プレミアムプランの料金の支払方法は、プレミアムプランの販売条件（ソニーマーケティング株式会社が定める販売条件で、「ソニーストア利用規約」及びプレミアムプラン特有の販売条件を含み、以下「本販売条件」といいます）に示す通りとします。
3. ソニーは、理由の如何を問わず、第 1 項に基づき支払われた料金の返金はいたしません。

第3条（申込み及び契約期間）

1. プレミアムプランの申込み方法は、本販売条件に示す通りとします。
2. プレミアムプランの利用に関する契約は、プレミアムプランの利用希望者が本規約に同意のうえで、ソニーマーケティング株式会社が運営するソニーストアの手続きに従いプレ

ミアムプランへの申込みをなし、ソニーが当該希望者をプレミアムプランのお客様として登録した時点をもって成立するものとします。

3. 未成年については、自らの法定代理人の事前の同意を得た場合でも、プレミアムプランを申込みできません。
4. 前二項に定める申込みについて、プレミアムプランの申込者が以下のいずれかに該当することをソニーが確認した場合、ソニーはその申込みを承諾しない場合があり、プレミアムプランの申込者は予めこれを了承するものとします。
 - (1) 申込みに当たり、虚偽の記載、誤記、記載漏れ又は入力漏れがあった場合。
 - (2) 申込みに当たり、指定カード会社より無効扱いの通知を受けた場合。
 - (3) 過去に、プレミアムプラン又はソニーのその他のサービスの利用資格の停止又は失効を受けた場合。
 - (4) 申込者が18歳未満の未成年である場合。
 - (5) 本販売条件に基づく本製品の注文確定後に、当該注文が本販売条件に基づきお客様からキャンセルされたことをソニーが確認した場合。
 - (6) その他、業務の遂行上又は技術上、支障を来たと、ソニーが判断した場合。
5. プレミアムプランの契約期間は、第2項に従い利用に関する契約が成立した時点から、利用に関する契約が早期に終了する場合を除き、プレミアムプランの利用期間の終了日又はプレミアムプランの料金の最終支払い日のいずれか遅い日までです。

第4条（利用期間及び中途解約）

【「aibo プレミアムプラン 年払い」をお選びいただいたお客様】

1. プレミアムプランの利用開始日は、前条に基づきプレミアムプランの利用に関する契約が成立した日からとします。利用開始日は、本製品の専用アプリ「My aibo」からご確認いただけます。
2. プレミアムプランの利用期間は、前項の利用開始日から利用開始日の属する月の12ヶ月後の月の末日までとします。利用期間中のプレミアムプランの中途解約はできません。
3. プレミアムプランの利用期間は、前項の利用期間が終了する月の20日までに、お客様からソニーが別途定める方法での終了の意思表示をいただかない限り、自動で1年（12ヶ月）間更新され、以後も同様とします。
4. 前二項の規定にもかかわらず、お客様のベーシックプランの利用期間が終了した場合、ベーシックプランの利用期間の終了日にプレミアムプランの利用期間も終了します。本項に基づきプレミアムプランの利用期間が終了した場合でも、第2条第1項に基づき支払われた料金の返金はいたしません。
5. お客様が、「aibo ベーシックプラン利用規約」（以下、「ベーシックプラン利用規約」といいます）に基づき、自動更新停止又は中途解約によるベーシックプ

ランの利用期間終了の意思表示をした場合（中途解約は、「aibo ベーシックプラン 3 年 月払い」を選択している場合に限られます）、当該意思表示がなされた時点で、プレミアムプランの利用期間についても自動更新停止による終了の意思表示をしたものと見做します。この場合、お客様のベーシックプランの利用期間の終了日より前にプレミアムプランの利用期間が終了することがあります。

6. 「aibo プレミアムプラン 年払い」の料金を改定する場合、ソニーは、料金改定の実施日の 3 カ月前までに、改定後の料金を、ソニーが定める方法でお客様に通知するものとします。料金改定の実施日以降にプレミアムプランの利用期間が自動更新された場合、自動更新後の料金には改定後の料金が適用されます。
7. ソニーは、プレミアムプランを廃止するときは、3 カ月以上の相当な期間前にお客様に告知します。プレミアムプランの廃止のタイミングによっては、プレミアムプランの利用期間の更新をお受けしかねる場合があります。

【「aibo プレミアムプラン 月払い」をお選びいただいたお客様】

1. プレミアムプランの利用開始日は、前条に基づきプレミアムプランの利用に関する契約が成立した日からとします。利用開始日は、本製品の専用アプリ「My aibo」からご確認ください。
2. 課金開始日は、前項に定める利用開始日の属する月の翌月 1 日からとします。
3. プレミアムプランの利用期間は、第 1 項に記載の利用開始日から利用開始日の属する月の翌月末日までとします。利用期間中のプレミアムプランの中途解約はできません。
4. プレミアムプランの利用期間は、前項の利用期間が終了する月の 27 日までに、お客様からソニーが別途定める方法での終了の意思表示をいただかない限り、自動で 1 ヶ月更新され、以後も同様とします。プレミアムプランの利用期間を自動更新せずに終了する場合、利用期間の満了日の翌日から 3 カ月間、「aibo プレミアムプラン 月払い」によるプレミアムプランへの再加入はできません。
5. 前二項の規定にもかかわらず、お客様のベーシックプランの利用期間が終了した場合、ベーシックプランの利用期間の終了日にプレミアムプランの利用期間も終了します。本項に基づきプレミアムプランの利用期間が終了した場合でも、第 2 条第 1 項に基づき支払われた料金の返金はいたしません。
6. お客様が、ベーシックプラン利用規約に基づき、自動更新停止又は中途解約によるベーシックプランの利用期間終了の意思表示をした場合（中途解約は、「aibo ベーシックプラン 3 年 月払い」を選択している場合に限られます）、当該意思表示がなされた時点で、プレミアムプランの利用期間についても自

動更新停止による終了の意思表示をしたものと見做します。この場合、お客様のベーシックプランの利用期間の終了日より前にプレミアムプランの利用期間が終了することがあります。

7. 「aibo プレミアムプラン 月払い」の料金を改定する場合、ソニーは、料金改定の実施日の3カ月前までに、改定後の料金を、ソニーが定める方法でお客様に通知するものとします。料金改定の実施日以降にプレミアムプランの利用期間が自動更新された場合、自動更新後の料金には改定後の料金が適用されます。
8. ソニーは、プレミアムプランを廃止するときは、3カ月以上の相当な期間前にお客様に告知します。プレミアムプランの廃止のタイミングによっては、プレミアムプランの利用期間の更新をお受けしかねる場合があります。

第5条 (データ)

1. 本製品を通じて本サーバー上にアップロードされた画像等のデータ（以下「本データ」といいます）のバックアップは、本製品の専用アプリ「My aibo」からお客様が保有するコンピューター又はスマートフォン等に、お客様の責任においてダウンロードされることで行われるものとします。ソニーは、本データに滅失・毀損又は変更等が生じた場合であっても、ソニーの故意又は重大な過失の場合を除き、お客様に対して一切責任を負わないものとします。
2. プレミアムプランにご加入いただいた場合、ベーシックプラン利用規約本文第5条第2項の規定にもかかわらず、プレミアムプランの利用期間中、枚数の上限なく写真を本製品の専用アプリ「My aibo」に表示され、閲覧、削除、ダウンロードすることができます。
3. プレミアムプランの利用期間が終了した場合、本製品の専用アプリ「My aibo」から閲覧、削除、ダウンロードのために表示される写真の枚数にベーシックプラン利用規約本文第5条第2項の規定に基づく上限が適用され、お客様の本データは、ベーシックプラン利用規約本文第5条各項の規定に基づき取り扱われます。

第6条 (利用)

1. お客様は、本規約にて明示的に定める場合を除き、プレミアムプランの利用につき一切の責任を負うものとし、他のお客様、第三者及びソニーに何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。
2. プレミアムプランの利用に関連して、お客様が他のお客様、第三者又はソニーに対して損害を与えた場合、あるいはお客様と他のお客様又は第三者との間で紛争が生じた場合、当該お客様は自己の費用と責任でかかる損害を賠償又はかかる紛争を解決するものとし、ソニーに何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

3. お客様がプレミアムプランをお客様以外の第三者に利用させる場合（以下、利用する者を「利用者」といいます）、当該利用者に対して本規約にてお客様が負う義務を遵守させるとともに、その履行について連帯して責めを負うものとします。

第7条（ID 等の管理）

1. 本製品及びプレミアムプランのご利用にあたり、お客様は、ソニーマーケティング株式会社が提供するサインイン ID である「My Sony」及びパスワード（以下「My Sony 等」といいます）が必要となります。 My Sony 等の管理については、ソニーマーケティング株式会社が定める「My Sony 利用規約」に従っていただきますようお願いいたします。
2. お客様は、My Sony 等をお客様以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしたりしてはならないものとします。
3. お客様による My Sony 等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害はお客様が負担するものとし、ソニーは一切責任を負わないものとします。また、第三者による My Sony 等の使用により発生したプレミアムプランの料金等については、かかる第三者による My Sony 等の使用がソニーの責に帰すべき事由により行われた場合を除き、全て当該 My Sony 等の管理責任を負うお客様の負担とします。
4. お客様は、My Sony 等の失念があった場合、又は My Sony 等が第三者に使用されていることが判明した場合、直ちにソニーマーケティング株式会社が指定する窓口 to その旨連絡するとともに、ソニーからの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第8条（提供の中断）

1. ソニーは、次のいずれかに該当する場合には、プレミアムプランの提供を中断することがあります。
 - （1）ソニーの電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - （2）火災、停電、天変地異等によりプレミアムプランの提供ができなくなったとき。
 - （3）前各号の他、ソニーが必要と判断したとき。
2. ソニーは、本条に基づく利用の中断について、プレミアムプランの利用期間の延長はいたしません。

第9条（利用停止）

1. ソニーは、お客様が次のいずれかに該当するときは、ソニーが定める期間、プレミアムプランの提供を停止することがあります。
 - （1）プレミアムプランの料金その他本製品に係る債務等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - （2）プレミアムプランに関する申込みについて、申込みの内容が事実と反することが

判明したとき。

(3) お客様がソニーに届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、又は、届出られた内容が事実と反することが判明したとき。

(4) 第13条（禁止事項）に定める禁止行為を行ったとき。

(5) ソニーの業務又はプレミアムプランにかかる設備に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。

(6) プレミアムプランが他のお客様に重大な支障を与える態様で使用されたとき。

(7) プレミアムプランが違法な態様で使用されたとき。

(8) お客様が死亡されたとき。

(9) 前各号のほか、本規約の定めに違反する行為が行われたとき。

2. 本条に基づくプレミアムプランの提供の停止があっても、プレミアムプランの利用期間の延長は行いません。

第10条（ソニーによる利用契約の解除）

1. ソニーは、第9条（利用停止）第1項の規定によりプレミアムプランの提供を停止されたお客様が、なおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
2. ソニーは、お客様が第9条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実がソニーの業務の遂行上著しい支障が認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。

第11条（期限の利益）

前二条の規定に基づき、プレミアムプランの提供が停止又はプレミアムプランの利用に関する契約が解除された場合、該当するお客様は、期限の利益を失い、かかるプレミアムプランの提供の停止又はプレミアムプランの利用契約の解除の日までに発生したプレミアムプランに関連するソニーおよびソニーマーケティング株式会社に対する債務の全額（解約金が生じる場合は解約金を含みます）を、ソニーの指示する方法で一括して支払うものとし、

第12条（本規約の変更）

1. ソニーは、本規約について、必要に応じて全部又は一部を変更する場合があります。この際、変更がお客様の一般の利益に適合し、又は、変更が本規約の目的に反せず、変更の必要性及び変更後の内容の相当性が認められる場合には、あらかじめ、変更後の本規約及び効力発生時期（少なくとも5営業日以上後）について、ソニーが運営するプレミアムプランに関するウェブサイトにて周知することで本規約を変更するものとし、

す。

2. 本規約の変更が前項の要件を満たさない場合には、変更後の本規約の適用について、変更箇所を示した上で、再度、お客様の個別の同意を得ることとします。

第13条（禁止事項）

お客様は、プレミアムプランの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 第三者又はソニーの著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
- (2) 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為。
- (3) 第三者又はソニーを差別若しくは誹謗中傷し、又は名誉・信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- (5) 事実に反する情報を送信・掲載する行為、又は情報を不正に書き換える、改ざんする、又は消去する行為。
- (6) プレミアムプラン若しくは本製品を通じて又はプレミアムプラン若しくは本製品に関連する営利を目的とする行為、又はその準備を目的とする行為。
- (7) プレミアムプランの運営を妨げる行為。
- (8) コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又はそれらを支援、宣伝若しくは推奨する行為。
- (9) 他のお客様になりすましてプレミアムプランを利用する行為。
- (10) Web サイト若しくは電子メール等を利用する方法により、他者の ID 等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為。
- (11) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は他のお客様若しくは第三者に不利益を与える行為。
- (12) 前各号に定める行為を助長する行為。
- (13) 前各号に該当する虞があるとソニーが判断する行為。
- (14) その他、ソニーが不適切と判断する行為。

第14条（損害賠償）

1. ソニーがプレミアムプランの提供について負う責任は、ソニーの故意又は重大な過失の場合を除き本規約に定める事項・内容に限られるものとし、特別な事情からお客様に生じた損害、お客様の逸失利益、第三者からお客様になされた賠償請求に基づく損害、その他プレミアムプランの中断又は廃止によりお客様がプレミアムプランを使用できなかったことによる損害については一切の責任を負わないものとします。
2. プレミアムプランの提供に関し、ソニーがお客様に対して損害賠償責任を負う場合であっても、ソニーの故意又は重大な過失の場合を除き、ソニーの責

任は当該損害の発生までにお客様から受領した料金に相当する金額を上限とします。

第15条（反社会的勢力との関係排除）

お客様が反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という）第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人）であることが判明した場合には、ソニーはかかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何等の催告を要することなく、本規約及びプレミアムプランの利用に関する契約の全部又は一部を解除できるものとします。

第16条（譲渡禁止）

お客様は、プレミアムプランのお客様たる地位並びに本規約上お客様が有する権利及び義務を第三者に譲渡してはならないものとします。

第17条（分離性）

本規約の一部が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第18条（協議）

ソニー及びお客様は、プレミアムプラン又は本規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第19条（合意管轄）

お客様とソニーとの間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本国法に準拠するものとします。

最終更新日：2024年12月2日